

小さな拠点・地域運営組織の形成推進に
関する有識者懇談会
第2回議事録

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部

第2回 小さな拠点・地域運営組織の形成推進に関する有識者懇談会
議事次第

日 時：令和元年10月11日（金）10：00～12：05
場 所：中央合同庁舎4号館12階 1214会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 趣旨説明

(2) 取組状況に関する意見交換

①委員からの発表（矢野委員）

地域運営組織の過去・現在・未来

～有識者会議の最終報告から地域は、人々はどう変わったか～

②小さな拠点・地域運営組織の形成推進に向けた取組状況等

・内閣官房・内閣府

－小さな拠点・地域運営組織に関する取組状況について

・総務省

－地域運営組織の形成に向けた取組について

－地縁型法人制度の課題への対応について

・国土交通省

－中山間地域等における地域公共交通の状況について

③質疑・意見交換

(3) KPIの評価・検証

①今後の施策方針と新規KPIの設定について

②質疑・意見交換

3 閉 会

○太田参事官補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまより「小さな拠点・地域運営組織の形成推進に関する有識者懇談会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、御参集いただき、誠にありがとうございました。

本日、飯島委員、高橋委員におかれましては、御都合により欠席となっております。池本委員におかれましては、代理出席としてNPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会副代表理事の関口様にお越しいただいております。

また、本日は、大臣は国会日程の関係で出席できませんが、役所側の出席者につきましては座席表をご覧いただければと存じます。

○太田参事官補佐 座長につきましては、明治大学の小田切教授にお願いしております。

それでは、座長から一言御挨拶をいただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○小田切座長 承知いたしました。明治大学の小田切でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

3年前に行われました地域課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議の流れもございしますので、私が座長を担当させていただきたいと思ひます。

今、総括官からもありましたように、小さな拠点は実数としては約1,200とお聞きしております。あるいは、地域運営組織についても4,800弱の組織が既にでき上がっていると聞いております。そういう意味では、量的にはかなり進捗しております。

一方で、両組織とも地方創生の、言ってみれば本丸、ベースのところで支えるような組織という意味で、恐らく内的な、質的な充実というのが大変重要だろうと思ひます。

きょうは議論していただきまして、第2期地方創生の総合戦略の中にこの議論を何らかの形で反映させていただきたいと思っております。ぜひ活発な議論をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○太田参事官補佐 ありがとうございます。

それでは、以降の議事運営は小田切座長よりお願ひいたします。

○小田切座長 それでは、早速、議事に入らせていただきたいと思います。お手元の次第をごらんいただきたいと思います。

まず、(1)の「趣旨説明」については、ただいま御説明をいただきましたので、(2)の「取組状況に関する意見交換」に直接入っていきたくと思ひます。

ここにつきましては、質疑や意見交換について事務局や関係省庁の発表を終えた後にまとめて実施させていただきたいと思ひます。

まず、委員からの発表として、きょう台風で大変難しい中をお越しいただき

ました矢野委員から、梶原町における実態をお話しいただけるかと思ひます。後でまた少し補足してみたいと思ひますが、私は9月に町内の6つの組織のうち4つを歩かせていただきましたが、それぞれ大きな進捗があります。その内容や課題あるいは展望などを、ぜひ忌憚なく御議論いただきたいと思ひます。ただし、例によって時間が余りなくて、20分間ということでもよろしくお願ひできればと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

○矢野委員 皆さん、おはようございます。ただいま御紹介いただきました矢野富夫でございます。皆さん方から御配慮いただきまして、私の町の6つの集落活動センターの取り組み、そしてなぜそうしたのかといったことも含め、きょうは過去、現在、未来という言葉を出しながら、有識者会議の最終報告から人々はどう変わっていったのかということも含めて御報告をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

私の町は、皆さん方御存じだと思ひますけれども、人口約3,500人で、明治のときに合併いたしました6つの村が今、住民自治組織として残っています。そして、その旧村が地域で一生過ごすために、高知県では「集落活動センター」という名前になっていますけれども、地域運営組織を設立して動いています。

その思ひは、状況が悪いのはどこもみんな同じだよ、だから自分たちは工夫・努力しようという住民のすごい意思があったということでもあります。そして、自分たちでできることは自分たちです、足りないところを行政やさまざまな企業・団体に御支援いただくという考え方で取り組んでいます。

梶原町は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、1番目に助け合い・支え合うまちということで、集落活動センター6つ全部設立するのだという思ひで取り組んでまいりまして、見事実績が上がったところでもあります。その基本は、健康、環境、教育、産業、文化、暮らしをキーワードに、私たち「梶原人」が取り組んで見える化をしてきたということでもあります。

地域運営組織・集落活動センター等の設置状況は、国のほうで、後ほど報告があると思ひますけれども、公表されている数字でも、KPIの3,000団体をもう既に超えて3,071団体、これは29年8月の数字です。今は4,700団体になっています。後ほど詳しく説明があると思ひます。

高知県は、34市町村の中の30市町村で設立されています。88%の設置率。これは全国でもトップクラスではないかと思っております。梶原町におきましては、平成28年3月には3つの地区が設立しておりましたけれども、今は6つの地区が設立し、100%の設置率になっています。全国の設置数は、後ほどまた説明があると思ひますけれども、どちらかと言えば、中国、東海、四国地域のほうが高く、東日本が低いと思われまふ。今は少し変わっているかもしれまふ。

次の5ページですけれども、総務省の皆さん方、内閣府の皆さん方も含めて、さまざまな情報提供をいただいております。高知県も情報提供をいただいております。梶原町は、補助金及び人材等の支援策を地域に職員が入って納得するまで説明を行ってきました。そして、先進地を住民だけではなく役場職員も一緒に調査研究をして考えてきました。そして、高知県下で初めての「集落活動センター連絡協議会」を立ち上げました。6つが単独で動いてもできないことがありますから、6つで一つの協議会をつくって、「ゆすはら新聞」を出し、皆さんに情報提供をしてきました。

次に6つ目、「地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議の最終報告書要旨」を発信したことにより、ある研究者の皆さん方はこう言われています。地域・集落の自立、再生の鍵となる地域運営組織が必要なのだよと。また、ある方たちは、新たな公共サービスの創出を初め、今後の役割と業務についての潜在的な可能性は大いに期待できると言われながら、行政の支出に対しての地域住民の参加意識や満足度など、政策的にどのように評価すべきかどうか難しい課題であるとも言われています。しかし、現実に地域運営組織の設置は全国に広がっていることは確かでありますし、地域住民の意識は私は変わってきていると思っています。

梶原町では、区を単位とした集落活動センターが全域で設立し、そして住民の支え合う活動が地域資源を生かした、地域で生きる仕組みづくりだと思って、皆さんが取り組んでおります。

そして、その生かす資源とは、次のページ、風、人、水、森、土、文化など、要は地域資源を全て全共生と循環をさせることを考えてきました。

そして、新国立競技場を設計された世界的建築家隈研吾さんが設計した施設が町内に6つありますが、それも大きな観光資源、また地域資源となって、多くの人々と交流を始めております。

9ページです。私たちは、町内の様々な会での伝え方について常に考えて取り組んできました。年に1回、4月に、区長・部落代表、各種団体、国、県の出先機関の皆さん150人ぐらいが集う区長部落代表者会や、小さな集落の会議などいつも集落活動センターについて伝えてまいりました。さらに、住民の皆さんがどう思いどう変わろうとしているのかということを集落活動センターの協議会「ゆすはら新聞」でも伝えてきました。これからも、伝え方というのは重要な役割を果たすと思っています。そして、住民と目的を共有して協働作業を行ってまいりました。

次に10ページです。そうした中で6つの集落活動センター、地域運営組織が立ち上がり、協議機能と実行機能の2つの部門に分かれた中で、株式会社、NPO法人といった地域にあった組織にして、今、取り組みが進んでいるところであ

ります。

11ページです。そして、その6つの集落活動センターは、各組織としての取組はもとより、協議会としての取組、国や県や町また企業や大学、高校、そして未来大使の方々にご支援いただきながら、6つの「ゆすはら物語」がそれぞれのところで始まって進んでいるということでもあります。

まず、最初に設立した「まつばら物語」。松原の地域でありますけれども、ここはガソリンスタンドの経営を主体に取り組み、法人設立7年目を迎えております。今、新しく、水路を利用して小水力発電を整備いたしました。そして、売電収入で水路の管理や景観づくりに取り組んでおります。まさに自然エネルギーも含めて、地域の資源を生かした取り組みを今進めております。ここも女性がしっかり頑張っております。

次に13ページ、「はつせ物語」。ここは韓国との交流でキムチをつくっておいりましたが、そこに新たに法人設立、今5年目を迎えております。ここは、企業の支援により新商品「雲の上のキムチ」赤、黒、黄色の三種類を商品化し、発売いたしました。そして、Uターンされたこの地域初瀬出身の50歳の女性が料理人として働き始めたという、新たなスタートになろうと思います。

そして、この「はつせ」と「まつばら」の2つが協働作業で移手段の確保、これは国にお世話になりまして公共交通空白地有償運送を始めております。これはもともと高齢者の移手段の確保が長年の課題でありました。ただ、すんなりスタートしたわけではありません。そこには、行政と区長、運送業者、移動販売業者、四国運輸局、商工会で構成する「ゆすはらふっとわーく推進協議会」を立ち上げまして、そこでかんかんがくがく話をして、ともに役割分担をしながら取り組んだところでもあります。こういう民間企業を抑圧しないようなことも大切だろうと思いますし、みんなの知恵を一つにすることも大切だと私は思って取り組んでいます。

次に15ページ、「四万川物語」であります。ここは法人設立6年目を迎えたところでありまして、ここも四万川出身のUターン者、30歳の方が帰ってきまして雇用を始めております。また、延命茶というお茶の復活。配食サービス。新たに、保育所を改修いたしまして葬祭場等多目的施設を整備いたしまして、ここで皆さんのお見送りやお祝いもしている。さらに、大学のインターシップも受け入れております。ここも全て女性がやはり活発に動いてきたところでもあります。

16ページ、「おちめん物語」が今スタートしておりますけれども、法人設立1年目であります。ここは、旧小学校を改修いたしまして、平成30年5月にオープンいたしました。延べ約2,000人が合宿等で訪れている。さらには、みんなで守ろうということで、おちめん営農組合も設立いたしました。これは本格的に

農地を守る作業をいたしております。さらには、修学旅行等の受け入れに炭がまを整備いたしまして、その体験を積みながら農林業のことを考えていくということもいたしております。

そして、新たに新聞配達業務。これは高知県の地方紙を配る人がいないから、県下で初めて新聞社から受託し取り組んでいます。さらに、小さな食堂を兼ねた交流の場をつくっておりますが、そこに太陽光発電9.2キロワットを整備して、これも自然エネルギーの力を利用しようというふうにしております。そして、新たに女性団体のチームシルクが、焼き肉のたれとか菊芋といった健康によい食品の商品開発に着手して、動いているところであります。

次に「ゆすはら西物語」、ここは日本初のジビエカー（移動式解体車）を導入した、法人設立1年目であります。ここは集落支援員2名を雇用いたして取り組んでおりますが、町内外への営業活動に積極的に取り組んでおります。30歳の集落支援員が中心になり、ことしはシカ、イノシシを412頭受け入れたところであります。さらには、有害鳥獣の捕獲確認事務委託を役場から受けることによって、役場の事務も簡素化していく。そして今、キャンプ場の整備をしております。

さらに、うれしいことに、梶原高校生がイノシシを使った革製品にチャレンジして、ことしの11月、いよいよ来月、販売をするということで今意気込んでいるところであります。また、県庁内食堂ではシカ肉丼というものを新たにづくっていただいて、皆さんに親しんでもらっている。ここも解体は女性でありますし、女性が頑張っております。

次に18ページですが、「ゆすはら東物語」が進んでいるところであります。ここは、町の中心地であり、法人設立1年目を迎えているところであります。ここも集落支援員に40歳代の移住者を雇用いたしまして、大学のフィールドワークの受け入れを積極的に行っております。ここは、事務所内に福祉作業所、NPO法人の梶原竹ぼうきの会という施設も入って、障害者の雇用も含めながら、新たに福祉を中心に取り組んでいこうとしております。ここも女性がしっかり取り組んで頑張っているところであります。

さらに、この6つの集落活動センターは、「魅力ある梶原高等学校を創る会」にも力を注いでいただいております。実は梶原町は野球部をつくって、10年目で明德高校という県下の甲子園の常連校と決勝戦を行うまでになりました。そこで、これまで20人余りの入学者であったのが40人を超えて2クラス以上になった。これも皆さんとの支え合いの一つではないかなと思っております。

また、先ほど商品開発もありましたけれども、住民力と若い力で地域を支える人材育成と、そして人間力を目指す。教育力の中に人間力を目指すことが集落活動センターの大きな役割ではないかと私は思っております。

次に20ページ、そういった中で住民の意識、行動が変わり始めております。一つは、住民に対する効果としては、住民の暮らしを便利にする効果。公共交通空白地有償運送やガソリンスタンド経営、新聞配達、有害鳥獣駆除、野菜販売等、これによって住民の不安の解消につながっております。また、田畑や森林が生き返り、元気が出てきたということも言われております。

2つ目は、地域住民に仕事を提供する効果。38名の新たな雇用が生まれたところでもあります。

また、地域住民の所得をアップする効果。私が最初に立ち上げたときに、難しいことではなく簡単なことからやろう、できることからやろうということで、では月5,000円の介護保険料を稼いでいこうということから始めました。しかし、今は月平均2万円とか7万円の人がいる。126人以上の皆さん方もアップにつながっているということでもあります。

次に21ページでありますけれども、では地域に対する効果は何か。地域経済を活性化させる効果。生産から消費まで地域内でお金が循環するようなシステムができつつあります。例えば、捨てていたイノシシやシカがお金にかわり、ヘルシーな食材として顧客の満足度を高めているということにつながってきています。

さらには交流人口、これは高校や大学などの合宿がどんどん入ってきます。ですから、その皆さん方との交流によって新たな知識や取り組みができていくということでもあります。

そして、移住を促す効果として、町と一緒に空き家改修の協力をする事、また、東京、大阪での毎年のPR、そういったもので雇用の場の提供と移住者への指導ができるようになった。

さらには、子育てを助ける。これは、住民の皆さん方みんなで声かけと見守りをしているという状況であります。やはり、「おはよう」「おやすみ」の言葉は重要であります。

次の22ページ、行政に対する効果というのは、高齢者に役立つ効果、介護予防に役立つ効果、そして効率的な行政運営。地域に密着した効率的、効果的な行政運営ができます。町と住民の協働作業で信頼関係がますます強くなっていくのだよということでもあります。

次に23ページ、しかし、課題も多いです。これは経営に参加する若い人材の育成も含めて、生産者をふやす。いろいろあります。過疎地有償運送の場合は、老老輸送の解消をしていかななくてはならないなどでもありますけれども、皆さんが安心して死を迎えたいという中で、集落活動センターの役割はそういったものも大きなものがあると思っております。まさに、まちづくりそのものではないかと私は思っています。

24ページ、私は、坂本龍馬の船中八策ではないですが、「集落活動センター設立八策」と勝手につくって住民と話をしてきましたが、要は腹を据えること。考え方を考える。そして、過去に学ぼう。一人一人の意見を否定しない。ポジティブに考える。そして、皆さんとともに協働の力を発揮する。さらには、市町村の首長の決断が大きな役割を果たしているとは私は思っています。そして、まずはできることから行動する。これが大きな役割の一つだと思っています。

25ページ、地域資源を生かした取り組みで、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中には、お金にかえる仕組みとか、地域資源を生かす、病院や福祉の充実、予防型社会を目指す、エネルギー自給率100%を目指す、教育は保・幼・小・中・高を一貫教育にするのだ、住宅もおしゃれに整備していく、そして6つの集落活動センターをやることによって、総合戦略の実現につながってきております。そして、そうした取り組みにより、人口減少に歯どめがかかり始めているということでもあります。私は、そのスタートがこの地域運営組織であると確信しております。

そして、ここに新聞を出しておりますけれども、今まで50人から90人減っていた、平均80人ぐらい減っていたのがたった1人となっている。このように着実に成果となって表れてまいりました。

そして、これは全国の新聞でありますけれども、私がことしの7月に全国紙にこの話をしたところ、全国の地方紙も全て掲載してもらいました。私の手元に今40カ所ぐらいのものがああります。

「人と人の絆が社会資本である。将来を見据えている。民間事業の肩代わりをしている。心地よい空間である。資源の循環につながっている。高齢化、人口減の自衛のためである。生活した地で一生過ごすために。地域を守るとりでが集落活動センター、地域運営組織ではないか。」と掲載されています。

情報誌などで期待されている地域運営組織は、地域・集落の自立、再生の鍵となる地域運営組織である。また、地域運営組織は近年注目されている地域振興のトレンド的存在で、メディアにも取り上げられ、特に全国各地の地方紙で紹介されている。この後、2カ月で役場に30件以上の視察の要望が入ってきたようです。職員はパニックになっておりまして、今、11カ所ぐらいしか受け入れができないという状態です。今、悲鳴を上げている状態です。私に言ってくださいよという話をしております。

次に、私は5つの提言を書いております。全国市区町村に、より具体的に説明、情報提供していくこと。数人の生活区域でも不安や課題はあるはずで、それを考えることから始めよう、小さなことから、できることから始めようと、伝える仕組みをつくることである。

地域住民の集会で伝えるなど住民を巻き込む、みんなを巻き込んで仕組みを

つくる。あくまで地域住民みずからが考え、自分たちでできることは行政ではなく自分たちでやることを伝えながら、できないことを行政が支援する仕組みをつくる。

その仕組みをつくるためには、全国市区町村の総合戦略担当の中に地域運営組織担当の配置を求めていくべきではないか。職員の削減など、働き方改革と言われているが、地域を熟知している退職した市町村の職員や各種団体の職員、また、設立している地域運営組織の方々に委嘱することも一つの方法であって、国は推進員として交付金で支援することによってそこが伸びてくるのではないかと考えております。

よく特交と特別交付税のことも言及されておりますけれども、特交は市町村によっては、全額が減少されると、本当に計上されているかどうか不安になる市町村長もいるのではないかと考えております。

そして、国は、全国に組織が広がりつつある今こそ、設立や法人化、活動の円滑化に必要な制度の措置や予算措置の充実を図ること。全国一律の生き方はなく、地域からの提案に難しい縛りをつくらないで支援をお願いしたいと思っております。

そして、地域運営組織の活動こそ地域のまちづくりそのものであり、首長は地域住民の思いの実現に財源も人も支援をする決断をお願いしてほしいと思っております。

そして、これまでの実績で、地域運営組織こそ市区町村（地域）のまちづくりそのものであるという位置づけをしっかりと、その生き方を守るとりであることの位置づけをしていただきたいということでもあります。

今、国が掲げてまいりました「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づけした地域運営組織の活動は全国に広がりつつあります。しかし、地域地域での生き方は違い、モデル事業を見える化しても、自分たちの地域では無理とか、そんな暇はない、自分の生活で精いっぱいなど、そのことは自分自身のことであることや、「課題」という言葉を時には「不安に思うこと」という言葉に変えて伝えるということも私は大事だなと思ったところでもあります。重荷にならないように伝える難しさを強く感じたところでありましたが、組織を設立し生きる方向は間違っていないと思っております。

次期総合戦略の策定に向けて、より踏み込んだ施策と地域の文化を大切に未来につなげていく、地域住民みずからがこの地で一生生きるために地域運営組織を立ち上げたくなるような、そういった施策や制度支援をお願い申し上げます。

きょうはこうしてお時間をいただきまして、本当にありがとうございます。今後とも、ゆすはら物語への御支援をお願いしますし、それぞれの皆さん方の

地域での御活躍を御祈念申し上げて終わりたいと思います。

御清聴、ありがとうございました。

○小田切座長 矢野委員、どうもありがとうございました。大変明確な、かつ展望性ある御報告をいただきました。

委員各位、御質問のために、既に前のめりになっておりますが、しばらく報告がありますので、御準備をいただきたいと思います。

それでは、創生本部事務局から資料3に基づきまして、本日のメインの資料になりますが、御説明をお願いします。

○得田参事官 では、資料3、パワポの横紙の資料をお手元によりしくお願い申し上げます。調査結果などを中心に、ファクトで簡潔に御報告を申し上げたいと思っております。

2ページにつきましては、内閣官房、内閣府では、平成28年以降、毎年1回、各年5月末を基準としまして全市町村にアンケートをお願いしております。小さな拠点の形成状況について調査し、公表しているものでございます。ごらんいただいておりますのは、令和元年度の調査結果でございまして、この9月に公表したものでございます。

小さな拠点につきましては、これまで全市町村の約3割に当たる533市町村、1,867カ所で形成されている。そのうち、市町村版総合戦略に位置づけられ、地域ぐるみで取り組みが始められているものは330市町村、1,181カ所で形成されてございます。

また、対象とする集落生活圏の範囲は、小学校区や旧小学校区が多いという状況。それから、都市部との公共交通は95%の箇所形成されており、周辺集落との交通は84%の箇所形成されている。こうした概要でございまして。

引き続きまして、3ページをお開きいただきたいと思います。これまでの推移、内訳について若干分析したものでございます。左側は小さな拠点の数でございまして。小さな拠点の数につきましては、内閣官房、内閣府で調べているものでございますが、目標値に対しまして既にその1,000を超えておりまして、1,200ぐらいの形成がなされている。そして、形成されている市町村につきましても、330市町村という結果がでております。

また、右側のほうは、総務省さんのほうでお調べになられております地域運営組織の数でございまして。左側と大きく違うポイントとしましては、小さな拠点がその性格上、中山間地域を対象としているものに対しまして、地域運営組織につきましてはオールジャパンを対象に調べているものでございます。こちら目標5,000に対しまして今のところ4,787。この勢いでいきますと、おおむね目標は達成するという状況でございまして。形成されている市町村数につきましても、ごらんのとおりで、こちら右肩上りでふえているという状況でござい

ます。

3 ページの下の表につきましては、小さな拠点、地域運営組織につきまして、それぞれ過疎関係市町村で形成されている割合、それ以外の市町村で形成されている割合、それを因数分解したものでございます。小さな拠点につきましては、過疎関係市町村817の市町村のうち239カ所でできているということで29%の形成率、一方で、非過疎市町村924に対しまして91でできている、非過疎市町村のうち10%で形成されている。性格上、こうした違いが出てくるのかなと思っております。

地域運営組織については、過疎関係市町村、非過疎市町村ともに4割ぐらいの形成率ということで、小さな拠点ほど大きな差は出ていないという状況でございます。

続きまして、4 ページにつきましては小さな拠点の形成状況でございます。真ん中のグラフの右側、「小さな拠点における地域運営組織の現況」という棒グラフでございますが、地域運営組織の有無について調べましたところ、小さな拠点ができているところにつきましては、地域運営組織はできているということが86%、なしが14%でございます。「なし」のところにつきましては、恐らく市町村の役場の職員、そうした方々が一生懸命回しているということもうかがえるところでございます。

4 ページの下、「都道府県別の小さな拠点の形成状況」でございます。従来からこの傾向はございますが、やはり西高東低、西側のほうで形成が進んできているという状況が見てとれるところでございます。

続きまして、5 ページでございます。これは本年5月時点で、今後どういう予定がされていますかということをお伺いしたものでございます。今後も小さな拠点については形成していくということをおっしゃっていただいているところは大変多うございます。箇所数として256カ所。そして、これまで取り組んでいないけれども、取り組もうと考えておられる市町村が79市町村、これは市町村版総合戦略に位置づけてあるとおっしゃっているところでございます。市町村版総合戦略に位置づけなくてやるとおっしゃっている方も100カ所、それから新たに25市町村が取り組んでいきたいと聞いているところでございます。

6 ページ、小さな拠点が形成されているところでございますが、性質上、非線引き都市計画区域の用途地域、非指定区域、農業振興地域、そうした中で形成されているものが多い。対象範囲といたしましては、「対象範囲」の表の④⑤のところ、小学校区、旧小学校区のところが多いという結果となっております。

次の7 ページ、小さな拠点にある主な施設でございます。a から x まで、これは複数回答で選択してくださいというふうに24項の選択肢をお示しして聞いているところでございます。それぞれ多いわけでございますが、バス停、食料

品、そうしたものがいろいろあります。この中で、総合戦略ありと総合戦略なしのところで有意に差があると思えるところは、dのところですが、地域交流センター等地区住民の活動拠点施設につきましては、総合戦略ありでつくられているところは69%、総合戦略なしでつくられているところは57%と、戦略に位置づけてやられるとこうした住民活動拠点がより多くつくられているとうかがえると考えてございます。

8ページ及び9ページにつきましては、小さな拠点は、生活サービス基盤の集約だけではなくて、足の面も大変大事なものでございます。足の面について聞いたのが8ページ、9ページでございます。

8ページ上段につきましては、地域公共交通網形成計画、こうしたものに小さな拠点が含まれて形成されているかということをお伺いしたものでございます。作成済みについては54%という結果が出ております。また、都市部と小さな拠点を結ぶ公共交通網の有無につきましては、ほとんどのところで「あり」という結果が出ております。

続きまして、9ページでございます。上段につきましては「小さな拠点と周辺集落を結ぶ公共交通機関の有無」で、こちらについては先ほどの都市部と比べますと若干低い数字になっておりますが、「あり」という結果が出ております。

9ページの下段でございます。その公共交通機関の「あり」の内訳を聞いているわけですが、民営路線バスが多いわけですが、gの無償運送、こうしたものも実態としてはもっと多いのではなかろうかという肌感覚がございしますが、統計調査の関係運営、こういった数字が出ているということでございます。

10ページ、「小さな拠点における地域運営組織の有無」でございます。これは「あり（複数）」「あり（単独）」を合わせますと、86%の小さな拠点におきまして地域運営組織が形成されているということでございます。

その下、「小さな拠点における地域運営組織の主な法人格」につきましては、法人格のない任意団体が85%を占めているところでございます。

11ページ以降は、より詳しく分析したものでございますが、お時間があればごらんいただければと思います。

15ページ、16ページにつきましては、今まで小さな拠点だったわけですが、地域運営組織の概況でございます。こちらにつきましては、後ほど総務省さんからより詳しい御説明があると思いますが、16ページの「都道府県別 地域運営組織の形成数」をごらんいただきますと、こちらは先ほどの小さな拠点と比べると、大阪府、兵庫県、こうしたところが多いという特徴はありますが、全体として西側に多いという傾向が見てとれるところでございます。

17ページ以降、政府として何をやっているかということをもとめた資料で

ございます。情報、人材、財政、それから税制支援、こうしたものについて取り組んでいる。

19ページ以降、取り組みの進捗を踏まえまして新たな資料などもいろいろつくりまして、取り組みを進めているところでございます。

本年の新機軸といたしましては、24ページ、25ページぐらいに全国フォーラムがございまして、毎年1回全国フォーラムを開いておりましたが、本年は年2回取り組みを開始しまして、特に郵便局とかJA全中さん、こうした関係団体の方も招いたフォーラムに取り組んでいるところでございます。

26ページから32ページ、本懇談会の前身であります有識者会議最終報告の主要事項のフォローアップでございまして、表としてまとめておりましたが、26ページの「1. 法人化の推進」の最初のところ、法人化の推進につきまして地縁型法人制度の課題への対応、こうしたものを従来から宿題としていただいておりますが、これについては後ほど総務省さんから御説明いただけると考えてございます。

最後に1点だけ、参考としまして33ページでございまして、「日本全国における地域・施設等の数」といたしまして、小さな拠点の形成、こうしたものとほかの組織はどういう数があるのかなというのを表にしたものでございます。左側にありますが、公立小学校数は全国レベルで1万9591校、中山間地域に限定しますと3,550校、こうした各種団体、地域でいろいろなレベル感のものが形成されているという状況でございまして。

簡単でございまして、以上でございまして。

○小田切座長 得田参事官、コンパクトな報告をありがとうございました。

続きまして、関係省庁からの発表をお願いしたいと思います。

まず、総務省地域振興室から御発表いただいて、その後、市町村課から御発表をいただきたいと思っております。

では、地域振興室からお願いいたします。

○総務省地域力創造グループ地域振興室長 総務省地域振興室長の畑山でございまして。どうぞよろしく申し上げます。

先ほど、地域運営組織について、まち・ひと・しごと創生本部事務局のほうから一部話がありましたので、重複するところもございまして、私どもで調査、それから取り組んでいる内容を御説明したいと思います。

地域運営組織の活動実態ということで、約4,800ということになっておりますが、この中で地域運営組織が存在しない市区町村もまだまだございまして、その中でも85%が必要性を認識しているというところでございまして。

活動範囲は主に小学校区の範囲で活動しているものがメインでございまして、組織形態についても、法人格を持たない任意団体が86%、NPO法人が約5%と

いう形態になってございます。

活動拠点ですが、約90%が拠点を有しております、このうち69%が公共施設を活用しているということで、行政との連携のもとで活動しているというところが見てとれるところでございます。

活用内容は、高齢者の支援を中心に、その他体験交流とか施設の維持管理など、多様なものがございます。

収入源についても、市町村からの補助金、会費、施設の指定管理料等とあります。この辺はまた後ほど、資料がありますので少し詳細にお示ししたいと思います。

課題につきましては、人材不足、資金の不足、住民の当事者意識の不足といったところが挙げられているところでございます。

次のページで都道府県別の設立数、各都道府県の市町村のうち、地域運営組織があるところ、ないところの市町村数を比べているものでございます。黄色いマーカーが5割を超えているところでございますので、管内の市町村の半分以上で地域運営組織があるということになります。若干西高東低のきらいが見てとれるところではございますが、これにつきましては、自分たちの活動を自己認識するのがそれぞれの地域によって意識が違うところもあるのかもしれないし、一概に高い低いというのはなかなか申し上げにくいところはあるのかなと思っております。

続きまして、地域運営組織の活動範囲でございます。小学校区とおおむね一致するというところが大半でございますが、その他、中学校区と一致するところといった形で、少しエリアが広く活動しているものもございます。

次に、下のほうでございませけれども、組織形態は、任意団体が多いところでございますが、その他認可地縁団体、NPO法人等々がございます。株式会社という形で営利的なものを前面に出して活動するところは少なくなっているという状況でございます。

続きまして、地域運営組織の活動内容でございます。地域の生活や暮らしを守る取り組み、生活支援サービスということで、高齢者の交流サービスというものが最も多いところでございます。次いで、声かけ・見守り、体験交流、施設の維持管理となっておりますけれども、右の赤で囲ってありますとおり、一つの地域運営組織当たりで平均的に活動している種類数でいきますと4.5でございまして、主要な取り組みをやっているところにほかにも幾つか事業を組み合わせられて活動されているというところが見てとれます。

その下、地域運営組織の主な収入源ということで、これにつきましては青が主な収入源の中で1位を占めるもので、肌色が2位、緑が3位でございまして、市区町村からの補助金が財源の大宗を占めているところが多いという状況はご

ございます。一方で、都道府県や市町村からの受託事業収入とか自主的な収益事業の収益が柱になっているというところは、まだまだ少ないというところが見てとれます。

次のページ以降で、私どもで取り組んでいる施策でございます。まず、地域運営組織の調査研究事業ということで、平成27年度から行っております。28年度には、さまざまな課題ごとに研修用テキストを作成しまして、各市町村とか地域運営組織の皆様提供しているところでございます。29年度には外部人材の活用効果についてとりまとめています。30年度につきましては、地域運営組織の課題ごとに、人がいない、資金がない、地域に必要な事業を展開できていない、行政とのかかわりが薄いといったものを整理しまして、それぞれにつきまして現地調査を通じて参考となる取り組みをまとめて御提示をさせていただいているところでございます。

本年度でございますけれども、これは事業を組み立てている最中ということで予定としてございますけれども、地域運営組織の形成が進まない地域におきまして、地域説明会、ワークショップといったものやっつけていこうと。対象は自治体職員向けでやってみようと考えてございます。自治体職員が地域住民に対して地域運営組織の立ち上げを働きかける、その取り組みをやるために、自治体職員がどういったことをやっつけていったらいいのかという実践的なアドバイスをやっつけていこうというので、今後、年度後半にはなってきますけれども、しっかりやっつけていければと考えているところでございます。

最後のページでございますが、財政支援策でございます。先ほど、矢野委員から特別交付税について若干言及もございましたが、一方で、非常に柔軟に使い勝手のいい形で措置をしているところもございますので、比較的縛りのない形でできるものだと思っております。地域運営組織の運営支援ということで、運営補助という形での普通交付税、それから立ち上がりの部分については特別交付税をまた別途設けてございます。

それから、1の(2)にありますとおり、高齢者の支援というのが一つメインの事業になっておりますので、そういったところにつきましては、普通交付税に加えて、上回る分は特別交付税を措置するというので、運営、活動について広く支援をさせていただいているところでございます。

また、一番下にあります2番でございます。これはまだ措置していませんので、今年度から実施するところでございますけれども、地域運営組織の運営体制強化のために、収益事業、自主的にいろいろ収益を出そうという事業をやっってみようというところ、それから実際にやっつけていて拡充していこうというものを含めて、特別交付税で支援をしていこうと考えているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○小田切座長 ありがとうございます。

それでは、田中市町村課長からお願いいたします。

○総務省自治行政局市町村課長 総務省の市町村課でございます。

地縁型法人制度ということで、私どもは認可地縁団体制度を所管しておりますので、そういう観点から今日は御説明させていただきます。

先ほど事務局から御説明がありましたように、「地域自治組織のあり方についての研究会」を開催しまして報告書を取りまとめまして、それを踏まえて、現在、地方制度調査会で調査審議をしているということですが、もう少し補足をさせていただきますと、お手元の資料5をお開きいただきますと、この研究会の報告書の概要でございます、地域の住民が主体となって地域運営組織を形成して、地域の課題解決に向けた取り組みを行うさまざまな事例が全国的に拡大している。この辺は、こちらの有識者会議と同じ認識であると考えております。こういった中で、認可地縁団体制度が実は活用されている例が出てくると認識をしております。

認可地縁団体制度というのは、もともとは平成3年に法人制度として設けられたのですが、いわゆる自治会や町内会などを想定しまして、集会施設を持つときに不動産登記のトラブルが起きないようにということで法人制度を用意したものでございます。

平成3年の当時は、まだ公益法人制度改革が行われる前でございますので、公益のために法人格を取るという仕組みについては極めて厳格であった。なかなか法人格を取ることができない、こういう時代においてこういう制度が設けられていたわけでございます。

ところが、その後の状況の変化によりまして、こちらの有識者会議と認識は同じだと思いますが、地域においてさまざまな住民が主体の活動が出てくるようになってきたわけでありまして、そうした中には、認可地縁団体というのは一定の区域に住んでいる方は誰しもの参加することができる、こういう法人制度であるというところに特徴があるのですが、こういう制度を活用しまして、いわゆる自治会、町内会ではなくて、もう少し広域のエリア、小学校区などを単位としまして、例えば高齢者のサロンを運営するとかバスの路線の運行委託を受ける、あるいはそういう活動をサステナブルにするために幾つかの収益事業、店舗の経営であったり、きのこの栽培をやってみたり、そういう活動をやっているような事例が出てきていまして、いわゆる自治会、町内会が集会施設を保有するための制度とは違う実態が出てきているなど、このように認識をしているものでございます。

こういう多様な実態を受けとめるような法人制度の見直しが必要ではないかというのがこの報告書のエッセンスでありまして、検討の方向性をごらんいた

だきますと、申し上げましたように、認可地縁団体制度については、もともとの経緯は保有不動産のトラブルを防止することによって自治会の活動をしやすくするために設けられた制度であると。

これは、今となっては法人制度につきましては、御案内のように非営利法人の一般制度としまして、平成18年の公益法人制度改革によりまして一般社団法人制度が設けられておりまして、これはかなりオールマイティーであります。ですので、こういう地縁型の法人制度についても、実は一般社団法人でつくことは全く問題ないわけでありまして、また、特定非営利活動に該当するものであれば、NPO法人として運用することも可能でありますし、今日の冒頭の町長からのプレゼンテーションでもNPO法人制度を活用している例が紹介されていたと認識をしていますが、認可地縁団体についてもそういう実態が出ているときに、そういう一般制度がある中で、認可地縁団体制度というのは簡便な法人制度、一定の区域に住んでいる誰もが参加できる法人である。そうすると、おのずと活動規模は小規模にならざるを得ないところがありますが、そういう法人に対して簡便な法人制度を用意するところに制度の趣旨があるであろうと認識をした上で、しかしながら、地域の共同活動を幅広く行うことができるように、不動産または不動産に関する権利保有の予定がないとしても、その法人格を取得できるようにするというを積極的に検討すべきではないか、こういう検討の方向性が提示をされているということでございます。

この報告書を踏まえまして、現在、地方制度調査会において調査審議が始まっておりますが、まさしく地域運営組織の活動なんかを想定したときに、NPO法人でやればいいのかもしいけれども、NPO法人ではなくて認可地縁団体で活動することもあり得るのではないかという意見もまさしく出ておりまして、これからの調査審議での議論を期待しているという状況でございます。

以上です。

○小田切座長 ありがとうございます。それぞれ新しい制度や実態の方向性をお示しいただきました。感謝いたします。

先ほど事務局からもございましたが、小さな拠点形成に当たっては、集落生活圏の内外をつなぐ交通手段の確保、移動手段の確保が重要である。すなわち、地域交通の維持確保についての問題提起がありました。私も個人的には、恐らく小さな拠点のある種のラストピースといたしまししょうか、そういう課題ではないかと思っております。

そういうこともございまして、本日は国土交通省地域交通課からお越しいただいております。課長から発表をお願いいたします。

○国土交通省総合政策局地域交通課長 地域交通課長の原田と申します。どうぞよろしくお願いたします。

私から、地域公共交通の厳しい現状、それから、それを今どういう制度で支えていて、今後どういう見直しを考えているかというところを簡単に御紹介させていただきます。

まず2ページをごらんください。地方部の路線バスの事業の状況でございます。左上の「バスの輸送人員の減少」というところで、一番下の赤い折れ線グラフが三大都市圏以外、地方の輸送人員であります。これは人口の減少以上に高い伸び率で減っているという状況でございます。一方、実は三大都市圏の輸送人員、青い線は最近持ち直しているのです。若者が免許を持たなくなって結構バスを使っているというのが、ここにあらわれているのかなと思っています。

バス事業者自身は、やはり赤字体質でございますして、約7割が赤字ということで廃止キロ数もどんどん進んでいるという状況でございます。

次のページをごらんください。昨今の高齢者の運転事故の関係でかなり注目を集めております。高齢者が免許を返納した場合にどうやって生活していくのかということで、実際に免許の返納もふえておりますし、実際にアンケートをすると、公共交通を使えるのかという不安が大きな割合で出てきているということでございます。

次のページをごらんください。バス事業者の現場でも厳しい収支改善を行っております。ところが、後ほど話しますが、7割が人件費で、それをどんどん下げてきた結果、人が集まらないという致命的な状況になっております。運転手が集まらないということで、真ん中の青いところがバスですけれども、平均年齢も高い。労働時間に至っては、オレンジのタクシーよりも長い時間で、年間所得はそれほど高くないという状況でございますして、有効求人倍率も2.72、これはバス・タクシーですけれども、非常に人手不足の状況であるということでございます。

次の5ページをごらんください。先ほど、特交の話もありましたけれども、やはり地域で支えているという状況でございますして、事業者だけでは回らないということで、地方バス、離島航路については、こういう形で特交の額も非常に大幅にふえてきているという状況でございます。

次に6ページでございます。少し細かく見ていきたいと思っております。コミュニティバス、乗合タクシーは非常にふえております。もともと地域を支える鉄道がなかなかうまくいかなくて廃線にするとバスで代替するわけですけれども、そのバスも厳しくなってくると、次はコミュニティバス、乗合タクシーという形に、順々に順番が回ってきてまして、そういうのも含めてコミュニティバス、乗合タクシーというのはニーズがふえているという状況でございます。

次の7ページをごらんください。コミュニティバスですけれども、これは市町村が運行するバスでございます。目的としては、交通空白地の解消、高齢者

福祉でございます。左下、大体100円とか200円の均一バスというのが多いです。これは非常に乗りやすくていいのですけれども、一方、これはもろ刃の剣でございます。右の下を見ていただくと、例えば100円均一だと収支率10%以下というのがほとんどなのです。要するに、ほとんど収支を賄えないという状況です。いろいろな方に乗ってもらいたいということで安く始めるわけですが、実際に収支は成り立たなくて、そこを補助金で埋めるという構造になるわけでございます。

次に8ページでございます。実際にそういうことでございまして、コミュニティバスの1回当たりの輸送コストが1人約700円、それを100円、200円という均一運賃で賄っていると、右の表でございますけれども、運賃収入は1割から2割であって、それ以外はほとんど市、県、国の負担で賄っているという状況でございます。

9ページでございます。今後、さらにそういうコミュニティバスに加えて、自家用有償、先ほどの矢野委員からも御紹介がありましたけれども、地域で住民が自分の自動車を使って自家用有償でお客さんを支えるという取り組みもふえております。これも少しずつではありますけれども、伸びてきているという状況でございます。

次に11ページ、どういう予算制度で支えているかということをお紹介したいと思います。「地域公共交通確保維持改善事業」と書いております。来年度に264億要求してございまして、緑、オレンジ、紫とありますけれども、一番上の緑色のところがほぼ大宗を占めまして、何かというと、バスとか離島航路、そういう赤字の補填をする、補助をするという予算内容でございます。あわせて、車両の購入の補助などもやっておりますけれども、基本的には赤字をこの予算で補填していくというものでございます。

12ページをごらんいただきまして、これはバスの予算補助の概要でございます。バスには大きく2つありまして、1つ目は地域間幹線系統補助であります。要は、幹線路線を補助する予算であります。幹線というのはまちの太い動脈と思っただけであればいいのですけれども、何でもかんでも補助するわけにはいかなくて、国が補助をするので市町村をまたぐ太い幹線という要件がついております。補助率は2分の1ですけれども、主な補助要件は、右上を見ていただくと、複数市町村にまたがる系統であって、輸送量が1日15人以上、最低3便、5人は乗ってくださいねと。余りに輸送量が低いものは応援しませんよという趣旨であります。例えば市の中で完結するような幹線バスであれば補助の対象になっていないということでございますので、国としても全てを補助できていくわけではないということでございます。

次のページの補助の推移でございますけれども、対象の路線数は結構減って

いますけれども、路線の人員の減少とか運送費用の増加によりまして補助額は年々ふえているということでございます。

ちなみに、幹線のほうは2分の1の補助で大まか補助できているという状況でございます。執行率は高いということでございます。

次の14ページでございますが、その幹線とセットで支線を支える補助であります。フィーダーと言っておりますけれども、幹線が動脈であれば、毛細血管を支えるということでありまして、先ほどの補助対象になっている赤字路線、幹線につながる支線について補助をするということでございます。これも2分の1の補助ということで、ここはコミュニティバスやデマンドタクシーというのが実態でございます。

15ページを見ていただきますと、このフィーダーも急激に伸びております。最近ちょっと頭打ちになっておりますけれども、かなり活用が進んでいるということでございますが、これは資料に載せていませんが、2分の1フルに補填できないという状況でございます、5～6割ぐらいが予算的には限界になっているということでございます。

17ページをごらんください。法律的な制度はどうなっているかということの御紹介でございます。先ほどからもワードが出てきていますけれども、地域公共交通活性化再生法というものがございまして、各自治体で地域公共交通網形成計画というものをつくっていただいています。網というのはよくわからないと思いますが、要するに交通のネットワークでございます。地域の交通のネットワーク計画をつくってくださいということで、基本的には市町村単位ですが、県も含めてつくってくださいということでございます。

この網形成計画がマスタープランという位置づけで、その下に各論的な、さらに細かい事業計画がぶら下がっているということでございます。

この計画は、法律では「できる規定」、要するにつくりたい人はつくってくださいということになっていまして、法律の制定以降、少しずつふえているということでございますが、平成26年以降、現在では528件の自治体でつくっているということでございます。

次の19ページを見ていただくとかなり細かいのがありますけれども、全528件で、単市町村でつくっているところが多いですけれども、幾つかの市町村でつくっている場合、それから県が音頭をとって県と市町村で一緒につくっている場合、いろいろなパターンがあります。

この法律の制定した目的は、日本は今までどうしても交通事業というのは事業者がやるもので、収支の中でやってくれているのでしようというところが特徴であります、こういうバスが厳しい状況で、なかなか経営がもたないという中で、やはり地域の足を自分たちで支えるということをしかり考えましょ

うということでこの法律ができました。要するに、市町村が自分の交通計画を都市計画と同じように考えて、自分の足を自分でどう守っていくかというのを交通事業者と連携して考えてくださいということで、この計画をつくってくださいと。こういう法律をつくったわけでございます。それに対して、国も予算で応援していくという流れであります。

この法律は、来年度またさらなる見直しを考えております。20ページでございますけれども、一番大きいのは、先ほど500件以上できてきたということで、ある程度この計画というのも周知なり、作成が進んできたということでございますので、まずは基本的に市町村なり自治体でこの計画を皆さんつくってくださいという形で努力義務化したいと思っています。ある程度ノウハウもできていますし、それを横展開する形で、どの自治体でもまずこの計画をつくってくださいということが一番大きな改正のポイントでございます。

その上で、それをより使いやすい計画にするとか、その計画に実効性を持たせるとか、さらにもう一つは、先ほど自家用有償という話がありましたけれども、事業者ではない地域の人が自分たちの力で支えるような仕組みをどんどん取り入れて、ある意味、地域総力を挙げて足を守るという制度に、さらにブラッシュアップしていきたいと思っています。

そういう意味で、活性化法も改正いたしますし、それとあわせて道路運送法、まさに自動車の許認可を担当している法律でございますけれども、この中でも自家用有償の手続の柔軟化なども行いたいということでございます。

最後に22ページ、MaaSというものを紹介させていただきたいと思います。あまり聞きなれない言葉かもしれませんが、**Mobility as a Service**という形で、フィンランドのほうで発祥して世界的にかなりブームになっているのですけれども、何かというと、サービスというのは自分で運転しない、誰かが運転して自分を運んでくれる、サービスで運んでくるということと、「a Service」なので、それを一つのサービスで、要するに鉄道とかバスとかタクシーというそれぞれのサービスではなくて、一つのサービスとしてスマホアプリで提供するという概念であります。

なかなかわかりづらいかと思いますが、例えば中山間地域をイメージすると、まず家からバス停に行くまでが大変ですね。そこまで30分歩いたりしますので、そこまで例えばデマンドバスとか乗合タクシーに来てもらわなければいけない。バス停まで行ったら、バスに乗って鉄道の駅に行って、そこから電車に乗る。そういう幾つかのモードを乗り継がなければいけないわけですが、例えばスマホで、きょうは何時に病院に行きたいとピッと押せば、自動的にタクシーが予約されて、ちょうどいいバスに接続されて、決済も全部一括でできる。ボタン一つ押せば予約も決済も全部終わっている。そういう概念

であります。

ここまで持っていくのは大変難しいのですけれども、そういう形で乗り物が使いやすくなれば、どんどん皆さんもこういう地域の足を使っていただくだろうというツールの一つになるだろうという形で我々も非常に期待しているということで、23ページ以降、今年度から実証実験を始めています。特に、地方郊外・過疎地型という形で、地域でもこういうものがどういうふうを活用できるのかということを考えているということでございます。

ちょっと駆け足になりましたが、私からの説明は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○小田切座長 どうもありがとうございました。小さな拠点形成にかかわる重要な論点を御報告いただいたと思います。

それでは、今までの矢野委員から各省庁の御報告について、御意見あるいは質疑などをさせていただきたいと思いますが、タイムテーブルを整えたいと思います。11時30分ぐらいを当面このパートの予定とさせていただきたいと思いません。この会議は年に何回もできる会議でもございませぬので、でき得ればきょうは全委員からお話を伺いたいと思います。そういうことで、少しコンパクトな御発言、御質問をお願いします。いろいろ状況を見ながら、柔軟に御対応いただきたいと思いません。

それでは、どなたからでも構いません。いつものように藤山委員にお願いしてしまってよろしいでしょうか。

では、藤山委員、お願いいたします。

○藤山委員 勘違いして、2号館に行っていました。ただ、小さな拠点も、私は全国を回っているのですが、やはり勘違いもかなりあって、数として伸びたのは喜ばしいことなのですが、なんちゃって小さな拠点、何でもかんでも小さな拠点というのがあります。

矢野委員が御紹介された梶原、あるいは高知の集落活動センター、こういったものは本当に粒ぞろいのものでして、もしこのレベルを当てはめるのであれば、実は小さな拠点の数は激減することにもなります。その辺の質というか、しかも高知県のほうは連携型で、梶原もやっぺらっぺらいますが、ネットワークで小さな拠点、そういったものが非常に重要ななと思っています。

その上で、質問はほとんどないのですけれども、今後に向けて3つほどありまして、1つは、改めて小さな拠点の本質は新結合というか、分野を横断した取り組みにあるのではないか。その辺を今後の進化としてはかなり共通にする必要がある。

2番目は、先月、ドイツとオーストリアの田園地帯を視察してきたのですが、エネルギー自給村がどんどん始まっています。小さな拠点もそういう未来志向

と。特に、来るべき循環型社会でしっかりした第一次循環圏みたいなものの核として位置づけるような、そういう進化論をそろそろ出さないと、2020年代は始まりますからと思っています。

3番目は、先ほど申し上げたように、梶原町もしくは高知県、この意味ではすごいと思っているのですが、私もアドバイザーで応援していますが、そろそろ小さな拠点同士のネットワーク化というのを全国レベルでも始めていく必要があるのではないか。その辺に行政、特に国レベルの支援が要るのではないかと思っています。

最後に、小さな拠点というのをもっと実態のデータに即して設計していく必要があると思っています。皆さん、小さな拠点というと本当に小さいと思っているかもしれませんが、先ほどの内閣府さんのデータを見ても平均1,000人規模ぐらいなのです。1,000人規模というのは、考えてみると、1人当たりの所得が農山村では200万ぐらいの人が結構多いわけです。そうすると、20億の経済圏です。それをどういうふうにつなぎ直すかということでもあるわけです。

ちなみに、何が一番お金が使われているかということ、きょうは厚生労働省が来られたと思いますが、実は介護に2億、1人20万です。医療に4億です。そこが本当が一番かかっているわけです。だから、お達者度が1割上がるだけで6,000万違う。先ほどの公共交通でみんながお達者になったら安いものなのです。そういう連結決算の発想が要る。

あと、出費の御三家は何かということ、食費2.9億、交通2.8億、これはほとんどマイカーとガソリンです。それから、エネルギー2.2億です。この8億のうち6億は我々の家計調査、さまざまな調査によって、外にそのまま流出していることがわかっています。

こういったものも、先ほどの循環型社会も含めて、つなぎ直すことができれば、実はかなり見えてくる。こうしたきちんとしたデータ把握と可能性に基づいて、それは何よりも地域の住民の人がそれに気づくことが必要で、そういうサポートを私の研究所でも行っていますが、2020年代からしっかりしたデータに即した未来の設計、循環の組み直し、そうしたことが先ほどの交通は交通だけにとどまらず、福祉は福祉にとどまらず、中でしっかり地域の人たちが掘り起こすということにつながるのではないかなど。そうした形の小さな拠点バージョン2.0というか、そうしたものに2020年代はやっていく必要があるのではないか。そして、その可能性を大いに感じているところです。

以上です。

○小田切座長 いつものように明快な御説明といたしましょうか、御意見をありがとうございます。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

名和田委員、お願いします。

○名和田委員 1つだけ質問をさせていただきます。

梶原町の御報告を興味深く伺いました。この中で資料の10ページですけれども、協議の場と実働組織を明確に分けておられるところに関心を持ちました。これは、地方自治法上の地域自治区制度を採用するところというふうになりがちなのですね。それを多くの都市自治体は嫌っていて、協議の場と実働組織を一体化するような仕組みをとっているところが多いかと思うのですが、あえて分けられたのはどういう意図で、どういう効果があったのでしょうかということをお聞きしておきたいと思えます。

○小田切座長 それでは、矢野委員、お願いいたします。

○矢野委員 ありがとうございます。

分けたのは、1つは住民を巻き込んでいくという作業がどうしても必要になってきます。協議の場に地域住民が全員集まってくることはなかなか難しい部分がありますから、そこは実行機能の中で事業を拡大していくことによって人を巻き込んでいくことです。そうすることによって意識が変わっていくという作業をしたくて、分離型としております。今、事業の拡大により住民にも広がっています。

一つになっていくことが広がりを見せるということになるかもしれませんが、それには伝え方と作業という仕組みが必要になってきますので、その辺を充実することも必要ではないかなと思います。考える部門と実行する部隊を分けることによって、実行部隊を見える化していくことによって住民を巻き込んでこられたという成果つながっていると自分は思っています。

○小田切座長 よろしいですか。

○名和田委員 はい。ありがとうございます。

○小田切座長 私の理解では、完全に分けているというよりも、ミシン目が入っているような感じでしょうか。完全に分けているわけではなく、協議の場の一部は実行組織の部分集合になっているし、多くは部分集合になっている。このあたり、もうちょっと御説明をお願いいたします。

○矢野委員 組織自体は一つであり、協議も活動も役員は同じ人が入っており、考えは共有しており、完全に分かれているものではありません。それぞれの協議活動の作業の中で担当を決めて役割分担をしているということです。

○小田切座長 名和田先生、よろしいでしょうか。

○名和田委員 はい。

○小田切座長 ほかの委員、いかがでしょうか。

それでは、辻先生、お願いします。

○辻委員 いろいろありがとうございました。

全体のマクロ動向については、国の各省庁は何となく数字を整えるのは得意だと思があるので、内実、いかにいい世界をつくれているかという個別のケーススタディーのところ、無理に人口増加をうたう必要はないと思うのですが、人口が減っていく中でも、高齢化が進んでいく中でも、快適に住めるというのをアピールできるというのは非常に重要だと思っていて、そういう観点では、きょう最初の梶原町さんのケーススタディーは私も大変勉強になりました。

これに関係して2点お伺いしたいのは、今回は人口が全体でも若干増だというお話だったと思うのですが、傾向的に見るとまだ自然減が当分続くと思うのです。今の予測で言うと、自然減が何人ぐらいのペースで当分続きそうなのかということですね。それを仮に維持するとなると、社会増減でどのぐらいカバーしていかなければならないのか。それがどういう段取りになっているかというのが1つ。

これに付随して、私がほかの団体でも聞いているところでは、梶原町さんのように結構頑張っていたところも高齢者がかなりふえてきて、最近はめっきり活動が厳しくなっている。そうした中で、今までの地域の活動を維持するためにも、大分工夫をしなければならなくなってきたということを聞くことがあります。

今、この6つのセンターの活動で言うと、そういうのを維持していくための一番の否決はどんなところにあるのかというのを教えていただけたらと思います。

○小田切座長 それでは、今の2点について、矢野委員、いかがでしょうか。

○矢野委員 まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でもうたってきましたけれども、5年をめどにプラスに転じていくのだという目的でやって、その分はマイナス1人になったのも、実はこれまでの継続の中で、さらに住民が一番不安に感じていることに施設も人も投資をしてきました。ですから、転入、定住する方がふえてきたという中の1点は、住宅を整備させていただきました。国や県の助成もいただきながら、県の助成もいただきながら、20代から40代までの皆さん方の子育てをする世代にターゲットを絞ってやってきました。それは住宅をおしゃれに改修する。そして、安く提供する。皆さん方は働く場所が1番だと言いますが、全然違ったのです。住環境を求めて、これは東日本大震災以降、大きく皆さん方の考え方は変わってきたのではないかと思いますので、そうした思いの方々にターゲットを絞ることによって移住者がふえてきました。

もう一つは、高校の魅力化を高めることによって、町も選ばれるということです。町民の強い思いで野球部を創設し、野球の指導はもとより、高校も町民も行政も一つになりできる支援を行うことにより、野球部が10年間で甲子園が

夢ではないくらい力をつけてくれたことにより、入学者が増したことです。毎年、自然に死亡なさる方は100人程度おりますから、それ以上のものを転入させて、これからの将来に備えていかななくてはならないという思いの中でまち・ひと・しごと創生総合戦略の計画を着実に実行してきました。

今後、こうした事業を持続していくのは厳しいかもしれませんが、私はいろいろな地域資源を生かして、それを循環させることによって、移住、定住も重要であります。交流で循環することによって、そこに住む人口が変わらないような考え方で仕組みをつくることも必要ではないかと思っています。

また、高齢者がふえていますのはそのとおりです。先ほど、運送も老老運送の話をしましたけれども、老老介護と一緒なのです。そこに、いかに若い人に魅力を持ってもらうかという作業がこれからは必要になってくると思います。

今、梶原では移住者というよりもUターン者が結構ふえてきておりますので、地域を知った方々が帰ってくると、地域の絆といいますか、人と人のつながりの基本が教育の中でもできてきていますから、そういった人たちにこれからもっともってPRしていかなければならないのではないかと思っています。

いずれにしても、今後高齢者のことをどう捉えて、いくのかということが大切であることは、委員の言われたとおりです。

○小田切座長 どうぞ。

○藤山委員 実は私は毎年、梶原町の健康診断ではなく人口診断をさせてもらってしまして、最新の2019バージョンでは、あと30代、20代、60代、1組ずつ、これは人口が0.2%、7人、これで完全に人口の高齢化も子供の数も安定する。

ちなみに、2015年時点では1%、100人に1人だったのが、今は500人に1人。ほぼ安定を達成しつつある。毎年確実によくなっているということです。

○小田切座長 なおかつ、梶原では後期高齢者の絶対数はもう減少し始めている、藤山先生、お手元のデータはありますか。

○藤山委員 この5年ではもう高齢者人口は減り始めていますね。30人ぐらい、高齢者合計が減っています。

○小田切座長 高齢化はピークを越えた段階だということですね。

ありがとうございました。

それでは、こういった流れで来ておりますので、大変恐縮ですが、加本委員、代理の関口さん、そして牧野委員、そういう順番でお願いいたします。

○加本委員 私のほうは、ずっとお話の中で活動が停滞するというか、横並びで全体が進めなくなる、リーダーが変わると途中で活動がまた停滞するというので、一斉に、梶原町のようにトップからずっと動いているというわけですが、なかなか一丸にならなくて、時々によって浮き沈みができるということで、その辺、リーダーの育成というのは、まちづくりは人づくりという考えを私は

持っておりまして、それが最終的には全体がよくなるということであって、リーダーがいっぱいあってもいけないけれども、最低限のルールを勉強するような場を設けて、県単位でもそういう研修の機会を与えながらレベルを上げていく、ポイントを教えるというような、そんな機会を設けてほしいということが第1点です。

それから、今、中山間地と、またきょうお話もあった交通関係は非常に興味があって、新聞なんかを見ても免許証の返納をみんな悩んでいるということで、どうしたらいいかということですが、その辺はきょうのお話でも、さらに幅広い交通の体制がとれば、高齢者はこれから25年問題でまたどんどんふえるということで、みんな悩みが非常にあるわけですね。誰もが70過ぎたらもう免許証はどうなるだろうか、目が悪くなったらもう乗れなくなる、そんな心配が非常に多いわけです。そういうところへ目配りができるような方向も見ていただきたい。そういうことによって地域に元気が出て、買い物とかどうしてもできないところはそれなりの小さな拠点が充実してくると思っております。

もう一つ、長くなって申しわけないのですが、今、それぞれの小学校校区内で組織化が図られているわけですが、さっき出てきました、例えば介護というものは、今の500人、1,000人の運営組織では個別に活動できないわけですね。こうなると、介護とかデイサービスとか、こういうシニア類は、例えば10あれば2〜3カ所がまとまってそれぞれやらなければいけない。そこへ、今度はまた小さい組織が絡むとなかなか活動ができないということで、また別な意味での取り組みをして動けるようにしないと、横並びの仕事は同じなのですけれども、そういう大きな仕事は小さい拠点だけでは人も集まらないし、運営もできない。

それから、若い人は地元のほうでは朝から夕方までは見て、それからまた家族が帰ってきたら生活ができるというようなことだと、そういう支えるものはそれなりにまとまって専門性を持ちながら幅広くやれる。そんな組織をこれから一つは頭の中に入れて拠点を考えていかないといけないのではないかなと。大きな拠点ですね。仕事の中身によって。

以上、私、聞きながら、これからの活動の中へ新しい方向も見出さなければいけないのではないかなという感じがしたところです。質問ではないですけども、何かあれば。

○小田切座長 了解しました。特に最後の点は、地域運営組織間の連携の課題という新しいテーマをいただいたように思います。

それでは、関口さん、お願いいたします。

○関口代理 池本の代理の関口です。お話は本当に参考になりました。ありがとうございました。

私のほうからは、2点の視点でお話しできればと思います。1点目が人材の面ですけれども、こういうやり方もあるよという点ですが、地域の中にいらっしゃる人材というところと言うと公務員の方、地方公務員の方、国家公務員の方が人材としていらっしゃると思うのですね。私どもが手がけさせていただいた施策としまして、国家公務員の方の公益兼業の解禁ということで、これまで国家公務員の方が謝金とか業務委託費をもらって有償で兼業するのはすごく厳しかったという問題がありまして、それがこの前の3月の内閣人事局の通達で、NPOとか地縁組織というところであれば大丈夫だよということで大分緩和させていただいて、適用事例も出始めているということです。そういった国家公務員の方の知見とか、あるいは地方公務員の事例ですと、神戸市さんを皮切りに生駒市とか、先ほど見たら宮崎県の新富町さんとか、そういったところでも公務員の方の兼業、副業ということで人材として活躍されているという事例が出始めているので、こういったものは支援施策としても使えるものですから、入れていただければいいのではないかと思います。

人材絡みでもう一点、これはマニアックなテーマですけれども、先ほども総務省さんの交付税のお話の中で収益事業の起業というお話があったのですが、その分野で中小企業診断士という国家資格がありまして、診断士の方々は主に中小企業を診断するのがお仕事なのですけれども、その診断士の方は5年に1回資格の更新をしなければいけなくて、そのときに実務従事のポイントを30ポイントためなければいけないというお話があるのですが、そのポイントの対象にこの7月からNPO法人と社会福祉法人と医療法人が入ったということもありました。ちょうど親和性が高いというか、相乗効果がありそうなテーマなので、そういった人材面のプロボノとか、あるいは業務でのかかわり合いをふやすことで、RMOの収益力向上というの狙えるのではないかとというのが人材面です。

長くなって申しわけないのですが、もう一つが資産面といいますか、資金面のお話で、この前、私どものイベントに渋沢栄一さんの子孫の渋澤健さんという方をお呼びしたら、これからのNPOはストックの時代だというお話がありました。RMOさんも、これまで先ほどの財源構成でもフローといいますか、補助金をいただいてということで、これは致し方ない面もあるのではないかなと思うのですけれども、みずからがちゃんと資産とかストックを保有されて、それでうまく運用ないしは活動が持続できると、財源的にも非常に皆さん安定的にできるのではないかなという思いがあります。

例えば私どもの関係で言いますと、遺贈とか相続財産の寄附というのが今非常に伸びております。もちろん金銭の寄附もあるのですけれども、不動産を寄附したいという方もいっぱいいらっしゃって、今、どうしてもうまく不動産の寄附が例えばRMOさんみたいなどころに行かない現状があるものですから、何

かもうちよつと遺贈や相続財産の寄附をうまく流通できるような、ふるさとの土地を地域運営組織の方に寄附して、それを例えば何か施設の土地に活用するとか、不在地主の方もいっぱいいらっしゃると思うので、そこら辺はうまくやってくるのが大変だと思うのですけれども、不動産寄附をされたいという方がすごくふえております。

所有者不明土地問題とか空き家・空き地問題とも関連してくるので、一朝一夕にいかないことは十分わかっているのですけれども、何かここをブレークスルーの突破口にすると、例えば「ふるさと納税」ならぬ「ふるさと遺贈」と名をつけて、ぜひ皆さん、ふるさとに恩返ししましょうよというようなムーブメントをつくっていけば、地域運営組織の方にそれがうまく回って、少しでも皆さんが活動する原資の足しになるのではないかなということを思いましたので、情報提供させていただきます。

○小田切座長 ありがとうございます。NPOサポート最前線から新しい情報と提案をいただきました。

それでは、牧野市長、お願いいたします。

○牧野委員 梶原町も飯田市もそうなのですけれども、こうした地域運営組織が行政区域のコミュニティー全体にきちんとできている市町村とできていない市町村の差がかなり出てきているというのを感じます。梶原だと6地区ですよ。飯田市だと20地区です。ほかのいろいろな市町村の話を見ると、例えば県庁所在地のような大きな都市であっても、あるいは中小都市であっても、全市で何地区あるのですか、あるいは全町村で何地区あるのですかと聞いても、結構答えられないところがあるのですね。

それはどういうことかという、自治会という言い方は、地区によって使われ方が違うのですけれども、例えば隣組単位の組合とか常会というのと同じ単位の自治会、そういったものがあっても、ある程度の小学校区ぐらいのまとまりを持って地区の運営組織を持っているところがない市町村とか、あるいは一部にはあっても、例えば町なかにはそういうものがないとか、そういったところが実は結構あって、そういった市町村においては、梶原もそうだと思うのですけれども、住民の合意形成の場が実はなくなっているのです、首長の立場から見ても非常に課題が大きいと思っております。

飯田市におきましては、20地区の住民の合意形成の場がしっかりできているということもあって、それもそれぞれの地区の努力によってそういったものがうまく機能してきている。そのあらわれとして、それぞれの地区の将来像、これから先どういうことをやっていきたいか、自分達の地域をどうしていきたいかということについての将来像が明確になっていて、地区の基本構想・基本計画というものをそれぞれの地区でつくってきている。この3月に、橋南、橋北

という町なかの2地区が策定を完了したことによって、飯田市は20地区全てが自ら策定した地区の基本構想・基本計画に基づいて地域運営ができるようになっております。

例えば、今日の公共交通の話なんかも、中山間地の南信濃地区であった話ですけれども、地区の住民自ら公共交通といいますか、そういった地区内の移動についてどう考えるかということ、地元の運輸業者も実際にその集会に呼んで、私も含めて行政も呼んで、市政懇談会の場で、みんなで話し合った。そういうことも可能になっている。そういったことができるような合意形成の場を持っているところと持っていないところでは、非常に大きな差が出てくるのではないかと思うところです。

ですから、先ほどの総務省の御発表でも、自治体職員にそういった研修をとというような話もありましたけれども、首長も含めてもう少しいろいろな立場の人々に対して、私は経済団体にもそういう話をしていますが、みんなそういうことにもかなり関心を持ってもらっていますので、さまざまな立場の皆さんに地域運営組織の重要性をしっかりとアピールしていくことが必要ではないかと感じております。

とりあえず以上になります。

○小田切座長 矢野委員、どうぞ。

○矢野委員 1点だけ。実はいい資料を提示いただきました。資料3の11ページ、先ほどお話をいただきましたけれども、この中で「耕作放棄地の増大」が71.6%、「獣害・病虫害の発生」が61.9%、「空き家の増加」が82.9%という、状況が生まれているということは、これはまさに連動しているのです。つまり、耕作放棄地がふえたから、空き家が増加したから獣害・病虫害の発生が多くなっているのだよと。

都会の人が来てよく言われるのですが、自然がいいですねと。間違っているのではないですか、自然はジャングルではないのですよと私はいつも言うのです。手をつけないところが自然だと思っている方が結構いるのです。そうではない。人間が一度手を入れたら、ずっと永久的に手を入れなくてはならないのが自然なのです。自然を維持するということに向かって、国の助成をいただきながら空き家を改修しました。そして、獣害・病虫害、イノシシ、シカを駆除するために、日本初のジビエカーを購入し、捕獲肉をお金にかえていこうとしています。

そこでもう一つ足りないのは、耕作放棄地の増大で、田んぼから畑をそのままにしていたら獣害・病虫の巣となります。そうならないようにするには、例えば田んぼ、畑は山に変えていくのだと。山に変えていって、森林環境をいただいで管理していくという仕組みにすれば、環境も良くなり働く場所もできて

くるのでは。耕作放棄地の増大と獣害・病虫害の発生と空き家の改修をセットで、循環させながら、その仕組みを政策の中に打ち出したら大きな力になってくると思います。

国にお願いしたいのは、そのためにネックになっているのが農地法です。もう一つは、登記をしていくための法務局の非常に難しいやり方があって、それが不在地主を生んだり、知らない土地が生まれたり、放棄地となっていますので、その法的なものも含めながら、この問題を解決することによって、中山間、特に私たちの山間地域というのはすごく前進すると思います。空き家改修は都市でも一緒ですから、ぜひこのことを次期の様々な計画の中で考えていただきたいと思います。

○小田切座長 どうもありがとうございました。

それでは、いろいろあろうかと思いますが、重要な議題がもう一つ残っておりますので、次の議題に移らせていただきたいと思います。

あらかじめお時間のことを御相談させていただきたいと思います。12時までのお約束ですので、あと20数分しかございません。しかし、議題としても重要なこともございますので、台風等でいろいろ帰路の問題があろうかと思いますが、12時5分まで延長させていただいてよろしいですか。あるいは、お時間があれば先に御退出いただいて構いません。関係省庁の皆様方ももしよろしければ12時5分ぐらいまでおつき合いただくということで、よろしく願いできればと思います。

それでは、資料7に基づきまして事務局から御説明をお願いいたします。

○得田参事官 では、資料7、縦の5枚紙をお手元をお願いいたします。コンパクトにやらせていただきます。

まず、2014年から地方創生の取り組みを開始しておりまして、2019年、ことが第1期のまち・ひと・しごと創生総合戦略の最終年、年内には2020年度からの第2期総合戦略を策定するというところでございます。これまでこの総合戦略がKPIを設定しているわけでございますが、これまでの進捗状況、今後どうするかについて御議論いただきたいという内容でございます。

最後の5ページをお開きいただきたいと思います。2年前の平成29年10月20日、これは中間年としてKPIの進捗状況についてこの会合で御議論いただいた内容をまとめたところでございます。このときは、KPIについては小さな拠点は1,000、地域運営組織については3,000という内容でございました。

1番目のところに、小さな拠点・地域運営組織の形成数について御議論いただいた内容をまとめてございますが、一言で申し上げますと、形成数を完全に捕捉することはなかなか困難ではあるのだが、それなりに意識が広まってきて、認識が深まってきて、取り組みが進んできたということはいいことであり、ま

だまだふえる要素があるので、目標値について上方修正すべきと。

2番目のその他のところですが、とはいえ、数だけではなくて、人材の確保や資金の確保等の取り組みに当たっての課題も多く抱えており、量的な拡大のみならず質の向上も必要。住民の参加率、財政状況（自主財源の割合等）、事業規模等の指標、また、住民が当事者意識を持って取り組むこと、こうしたいろいろな指標が考えられるのではないかと。それから、法人化というのは一つの大事な指標ではあるけれども、地域運営組織というのはいろいろな形態があつていいのだろうと。いろいろな形態がある中で、あえて何かにこうだという目標を設けるといふのはどうなのだろうかという御議論があつたという経緯がございます。

こうした経緯も踏まえて、また1ページにお戻りいただきたいと思いますが、今回、小さな拠点、地域運営組織の形成数につきまして4つの観点がございます。

観点①、小さな拠点の形成数についてでございます。この1,000カ所に対して現在1,181カ所、毎年100カ所ずつぐらいふえているところでございます。引き続き量的拡大を図るべきか否か。それから、地域的な問題。それから、冒頭御説明申し上げました過疎地域、非過疎地域で、特に過疎地域で3割という進捗状況でございますが、そうしたものについて何か新たな指標を考えるのがあるのかどうか。

観点②につきましては、ハードが中心となります小さな拠点でございますが、質的な内容として何らかのものが設定できるのか、できないのか。第1期では未設定であるかと。

おめくりいただきまして2ページでございますが、上のほうに「例えば」ということで、小さな拠点にセットで形成されております地域住民を主体とした地域運営組織の比率が毎年少しずつ上がってきて、86%になっておりますが、引き続きこういう向上をさらに目指していくという視点があるのか、ないのか。

それから、2つ目のチェックでございますが、本日説明がありました交通系の話で、現在、いろいろと法制度の改正なども考えておりますけれども、こうしたことを踏まえて何らかの指標が交通系で設定することがあるのかどうかという論点でございます。

引き続きまして3ページをお開きいただきますと、地域運営組織系の論点がございます。3ページの上のほうの観点③、地域運営組織の形成数について、現在、目標は5,000というKPIでございますが、既に4,787でございますが、KPIの目標値をおおむね達成しつつあるが、引き続き量的拡大を図るべきかどうか。

それから、地域運営組織のない6割の市町村のうち、85%が必要を感じている。こうした状況にある中で、その中でさらにいけば、過疎、非過疎とか、そ

うした分類に余り違いが見られない中で、地域別の何らかの指標が果たして必要なかどうかというのが観点③でございます。

観点④、地域運営組織の取り組み内容について、第1期では未設定、これは質の問題でございます。ここは極めて悩ましい、難しいところだと我々は思っておりますが、「例えば」のチェックでございますが、法人格を持つ団体や地方公共団体との連携が確保された団体の比率の向上ということが指標としてあるのか、ないのか。地域運営組織にかかわる条例、要綱を制定している市町村の数は全体の4割ぐらいというのは調べてございますが、条例で指定されている団体数については今のところは未調査という状況でございます。

2つ目のチェックでございますが、収入源の多様化、自主財源の拡大と。前回も御議論があったことを踏まえまして、例えば地域運営組織の持続可能性の確保の観点から、主要な収入源に地方公共団体からの受託事業や生活支援等の自主事業の実施による収入が含まれる団体数として、主要な収入源の上位3位に受託事業収入、利用者からの利用料、収益事業の収益のいずれかが含まれる団体数、こうしたものを何らかの指標として取り入れるのがいいのかどうか。

それから、3番目でございます。小規模多機能自治の観点から、地域の課題解決に向け多様な取り組みを展開していることが望ましいことを踏まえ、一団体当たりの平均取り組み数。これもいろいろな新しく生まれてくる団体について、何らかのこういうものを設定するのが適切かどうか、いろいろな御議論があると考えてございます。

その他、例えばでございますが、本質的なことを考えますと、地域運営組織の活動によりその地域に居住し続けることができると思える住民の数の割合が向上した市町村、または居住することを誇りに思っている住民の割合が向上した市町村数の向上、いろいろなものが考えられるわけでございますが、現実的に把握するのがなかなか難しいという状況の中でどうしたものが考えられるかということで、非常に悩ましいということをして正直に吐露をしておりますが、こうしたことについて御議論を賜って、御示唆をいただければと考えてございます。

以上です。

○小田切座長 ありがとうございます。

今、事務局からも悩ましいという表現がございました。この場合は、KPIそのものをこれだと決める場ではありません。むしろ、事務局に皆様方の意見の分布とか傾向をしっかりと把握していただいて、それを総合戦略などに反映していただく、そういう場になりますので、ぜひ皆様方、事務局の悩みにお答えするような形で積極的に御発言をいただきたいと思います。

まず、小さな拠点について、すなわち観点①②についていかがでしょうか。

そもそもKPIが設定できるという議論もあるし、そうではないという議論もあると思います。

藤山委員から手が挙がりました。

○藤山委員 いつも1回表です。

もちろん形成数はもっとちゃんと伸ばさなければいけないと思いますが、質的なところで、なかなか難しいのですが、なんちゃって小さな拠点でもいけませんので、本当は3つぐらいかなと。

1つは、小さな拠点というのはつながりの場でありまして、そこに別に24時間でなくていいので常駐の人がいるということが一つ挙げられるかなと。

2番目は、それが地域全体に根差しているというか、小さな拠点運営委員会なのか、あるいは地域運営組織みたいな、そういったものが小さな拠点のあり方と地域全体がつなぐというような運営組織と連動している。

3番目は、やはり合わせ技、分野横断ですから、そうした分野を横断した活動の実態がある。こういったあたりは、いい意味で誘導的に設定していてもいいのではないかと考えています。

○小田切座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、辻委員、お願いします。

○辻委員 KPIは、私は前、大学のほうの幹部をやっていたときも、このために人生を幾ら無駄にするのかと思って、現場の人の足を引っ張らないようにやるというのは非常に重要なことだと私自身は思っています。

まず数について、こういうルールになっているので何らかの形でやらなければいけないので、数については私はもう現状維持といたしますか。というのは、これから人口は減っていきますから、維持するだけでも密度は濃くなるはずなのです。それは、今、活動内容についてもありましたが、活動内容によってはもっと広域で見直しをすとか、いろいろな見直しをしながら、結果として、まだつくらなければならないところもあるでしょうから、トータルに現状維持ぐらいをせいぜいKPIの指標にするのはいいのではないかとというのがあります。

もう一つ、小さな拠点の活動内容がいろいろなので、事業をやっているところは自主財源とかは非常に大事でしょうし、いわゆる調整業務のようなことをやっているところは、そんなに頑張らなくて無理に会費を集めるとか、そこまでやらなくても十分なのかもしれないと思うのです。

となると、私はむしろこの地域運営組織に参加している人の満足度について、どう思っているかというのはサンプル調査でもいいから定期的にして、ここに参加してくれている人が徒労感が多いのか、満足しているのか、それについては今後運営していくに当たって非常に重要なので、少しお金がかかってもしっ

かり調べるべきではないか、それをKPIにすべきではないかと思います。

以上です。

○小田切座長 ありがとうございます。

今の満足度の話は、小さな拠点であると同時に地域運営組織についても同様の御提言ということですね。

○辻委員 同様です。

○小田切座長 了解いたしました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、牧野委員、お願いいたします。

○牧野委員 時間がないので、③④にかかわると思うのですが、さっき申し上げたのですが、市町村単位で見たときに、地域運営組織がどのぐらいのカバー率を持っているのかというのは、ちゃんと調べておいたほうがいいと思うのです。梶原とか飯田は100%ですが、最近、私もようやく気がついたのですが、100%でないところが実は結構多いのではないかとということがわかってきて、むしろそういうところのカバー率をもっと上げる努力をしましょうと。これをちゃんと市町村に訴えていくことをしないと、数を増やしましょうというだけでは、市町村で1個あればいいやとか、ある程度できているからいいやという話になると思うのです。

特に最近気になっているのは、平成の大合併以降、合併で編入された旧町村の皆さん方のところが実はそういった組織がなくて、一体我々の地区はどうなるのだろうか、あるいはどうしていったらいいのだろうかということを、私もそういうところへ呼ばれたときに実際に相談を受けているのです。

確かに合併したほうの、中心市と一応呼びますけれども、そっちの行政に相談に行っても、予算の範囲で言ってくれたことをやりますよみたいな感じで返されてしまうので、その地区の皆さん方にとってはこの地区はこれからどうなっていくのかという不安感のほうが大きい。そういったことは、恐らく全国の旧町村単位の地区では大きな課題になっているのではないかと思います。

本来は、そういった地区にこそ地域運営組織をつくって、将来展望をちゃんと持った形で基本構想・基本計画のような、住民合意に基づいた将来ビジョンをしっかりとつくれるような方向性を打ち出していくということが必要ではないかと思っていますので、私はやはりカバー率という考え方は非常に重要かなと思っています。

○小田切座長 ありがとうございます。

今おっしゃっていただいたように議論が重なる部分もありますので、①②に先ほど限定させていただきましたが、少し幅広に③④も含めて、切り分けるところは切り分けて議論させていただきたいと思います。

なお、今、市長がおっしゃっていただいた全部設置か一部設置については、これは総務省アンケートの対象でもありまして数字も出ております。意外と低い。ちょっと私、失念しておりますが、全部設置は全市町村のたしか1～2割のような記憶があります。もしわかれば、後で補足していただきたいと思えます。

矢野委員、お願いいたします。

○矢野委員 ③④の地域運営組織の形成数、目標5,000団体はこれでいいと思えます。この数値を超えると私は思っていますが、超えなくてはならないと思えます。

先ほどの報告の中で、地方新聞や全国紙に取り上げていただいた話をしましたが、その掲載により東日本の方々からの問い合わせや視察が多くなっています。設立したいけれども、どういうふうに仕組みをつくっていったらいいかと悩んでいるのではないかという思いがありましたので、伝え方による情報をもっと提供することにより、もっともっと設置数は伸びていくのではないかなと思っています。

それから、量的な面は私のところは100%になっていますから、これから質に入っていかななくてはならないと思えます。そういったものは、先ほど委員の皆様も言われましたけれども、地域資源というものにより一層しっかり取り組んでいただかなければならないと思っています。

以上です。

○小田切座長 ありがとうございます。

室長、少し補足をお願いします。

○総務省地域力創造グループ地域振興室長 先ほど御指摘がありました、市町村で全域に設置しているところ、一部に設置しているところということでございますが、私どもの調査によりますと、全域に設置している市町村数は240、一部設置が452ということで、全域に設置している割合が33%、一部設置が63%という実際の数の割合でございますけれども、そういう状況でございます。

○小田切座長 どうもありがとうございます。

先ほど牧野市長は、この数字を使ってKPIがということだったと思えます。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

名和田委員、お願いします。

○名和田委員 地域運営組織を主として念頭に置いて、3点ほど簡潔に述べさせていただきます。

1つは、地域運営組織という概念についてです。この概念は、もちろん現場を踏まえてということですが、国のほうで作られた政策概念です。ただ、アン

ケートを受け取った地方自治体の側、あるいは政策を受け取った側がそれをどういうふうに理解しているか、ずっと私は注目していたのです。前回もそういう発言をさせていただいたかと思うのですけれども、この間いろいろな調査が出ました。総務省の重要な調査に今年の3月に報告書が出ましたし、日本都市センター、全国市長会のほうでも、「協議会型住民自治組織」という概念を使って調査が行われていて、それを突き合わせるといわゆる都市内分権という、牧野市長のところもやっておられる、全域に漏れなく、くまなく住民組織を設置していくという都市内分権と地域運営組織という概念と、現場のほうはどういうふうに理解しているのか、イコールだと思っているのか、どうなのかということについて大分見通しが出てきました。

まだきちんと全部が解析し切れていないのですけれども、地方自治体の側は、どうも地域運営組織のほうはハードルが高いと思っている、特に都市部はそう思っていると思われまます。ですから、都市内分権をやっている都市自治体の割合が6割という結果が2015年には出ておりますが、今年度の調査でやや下がってはいるのですけれども、ともかく半数以上の都市自治体が「協議会型住民自治組織」を設置しているということです。それに対して地域運営組織は全国の市区町村の4割という数字ですよね。本当はもう少し突っ込んで分析しないといけないのですが、結論として、日本都市センターの言っている「協議会型住民自治組織」よりも、国で言っている「地域運営組織」のほうがちよっとハードルが高いと思っていることは言えるように思います。

逆に言うと、特に都市部において地域運営組織とまでは言えないけれども、ともかく新しいタイプの住民組織を整備して何とかしなければいけないと考えているところは結構あって、そういうところは近々、地域運営組織と呼んでもいい水準に達し得るし、そういうことが政策的に目指されていると考えると、やはり目標数はもうちょっと上げる余地がある、まだ伸びしろがある、というのが都市部からのメッセージということになるのかなと思います。これが1点目です。

2点目は、そういうふうに動くときにどういうふうに活動を高めていったらいいかということで、質的な評価とか、こういう活動をされたらいいですよという政策的な誘導ないし、メニューといったものを考えるかということ、都市部ですと福祉の分野が非常に重要なかなと思っています。

特に最近、厚労省のほうから地域包括ケアということが出されていて、これは非常に注目されるのですね。1つは、生活支援コーディネーターという専門職人材が中学校区ぐらいに1人つくわけです。これは非常に画期的なことで、先ほど加本会長が言われたように、少し広域的に行かなければいけないという場合でも、中学校区がもともと管轄なので、そういう面でも非常に力を発揮し

てくれると思います。

もう一つは、厚労省の地域包括ケアというのはお金が流れるのです。ですから、小さな拠点の都市版みたいなものだと私は思っているのは、コミュニティーカフェというのが今非常に都市ではやっていて、私も経営にかかわっているのですけれども、そういうところでは地域包括ケアのもとでの生活支援体制整備事業でかなりお金を稼いで、コミュニティーカフェの賃料の支払いが楽になっているというケースがかなりあります。

そういった面でも、あるいは生活課題の上でも、福祉分野が大きくなっている点からしても、都市部の地域運営組織では福祉のさまざまな活動をやっているかどうかということ。それから、もちろんきょう御報告のあった交通問題ですね。これも都市部では非常に深刻になっています。こういった指標を掲げて質的な向上を図っていくという方向性は、やはり重要なのかなと感じました。

3点目は、今求められている議論とは違うかもわかりませんが、今日、田中課長が以前担当していたときに取りまとめられた「地域自治組織のあり方に関する研究会」で提起されていることについてです。今日は認可地縁法人のことだけを言われましたけれども、今日の御説明の資料の中にもちよっとだけ登場しますが、「地域自治組織のあり方に関する研究会」では、フリーライドを回避するための公法人という仕組みも随分検討していて、これはなかなか難しい問題かと思うのですけれども、引き続き検討していただきたいと思っています。

私見ですが、法人をつくるまで行かなくも、特定の地域を指定して、そこで負担金を漏れなくとる、強制徴収するという仕組みをつくり、そこで生まれた金を集めてまちづくり事業者に委託をするという仕組みがドイツなんかではあるのです。法人をつくらないエリアマネジメントの仕方が諸外国でもあります。そういった法人をつくらないタイプを考えられてもいいと思うので、地域運営組織を側面援助するような公法的な仕組みを引き続き検討していただきたいと思っています。

以上です。

○小田切座長 多様な論点、ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

私自身の意見を申し上げたいと思います。1つは、小さな拠点につきましては、それが形式的なものにとどまてはいけないと思います。小さな拠点というのはいわば空間的な概念ですので、そのコミュニティー的な概念である地域運営組織がその中に入っている。それがある種当然のことですので、地域運営組織が小さな拠点の中にあるという、この指標は非常に大切な指標ではないかと思っています。

それから、地域運営組織につきましては、常勤スタッフを設置しているかど

うか、そういう設置の仕方もあるかと思いますが、収入源に注目して、これは事務局からも提案があったことですが、ここで何らかの指標をつくるというのも一つの方法かなと思います。

ただ、その際に自主事業ばかり強調してしまうと、全ての地域運営組織がばりばり稼がなくてはいけないという、地域運営組織の多様性を無視するような形になってしまいますので、その点で地方公共団体からの受託事業なども含めて、何からの形で指標化するというのは一つの手かなと感じております。

さてほかに、それぞれ意見の分布ということですので、御自由に言っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

辻委員、お願いいたします。

○辻委員 1点だけ、私、思うところがありまして、小さな拠点だとか地域運営組織がうまくいっているところをうまく持ち上げて、それを推奨していくというのはいいと思うのですが、理想として全ての地区にこういうのがなければだめだということを前提に指標を組むのは非常に危険ではないか。もともと活動は自主性が高いので、それを前提に。だから、今うまくいっているところはそれを維持すればいいと思うのですけれども、今やっていないところも含めてなるべくたくさんつくるといようなことまで推奨すると、結局、これ自体、そんなに国にたくさんの補助金が入ったり、支援措置があるわけではないので、つくってもうまく運営しないと、うまくいかないものだと思います。だから、自主性を損なわないように。

市町村に対しても圏域を全部つくるということを言ったぐらいでも、費用は大変な目に遭うぐらいですから、ましてや住民組織の場合はそこら辺は非常に慎重に対応したほうがいいのではないかと思います。

○小田切座長 牧野市長と若干ニュアンスが違う意見が出てきておりますが。

○牧野委員 今の話は首長のスタンスにかかわる話なのでね。ただ、恐らく矢野さんや私のほうから見ると、そういった住民の合意形成がちゃんとできている地区が全地区にあってくれたほうが、行政としてはメリットのほうが大きいと判断すると思いますよ。

○小田切座長 ここのところは意見が分かれているところですが、私個人は、実は全部設置の地域の地域運営組織の目的と、一部設置の地域の地域運営組織の目的がちょっとずれている可能性があると思います。そういう意味では、全部設置を目指すようなところではきちんと全部設置で、一部設置のところは、例えば地域の特別な課題があるところはそこで1つだけとか、そういうこともあり得るのかなと思っています。つまり、お二人の意見は両立すると考えさせていただきたいと思います。これはあくまでも私個人の意見です。

それでは、もう時間になっておりますが、全体的な雰囲気は出てきたかと思

います。1つは形成数、これは名和田先生から都市部から見ればという話もありましたが、全体的な雰囲気として形成数は物すごく飛躍的な数字をつくるという、そんな方向性は出ていないと思います。現在のものを維持するという意見もあったし、あるいは現在のものの延長線、少しだけ頭を出すような、そんなニュアンスのところかなと思います。

2番目は、恐らく皆様方共有化できたかと思います。地域運営組織も小さな拠点も非常に大きな多様性を持っている、そのもとに指標設置をすべきだと。それを認識しないと、妙な誘導になりはしないか。そこの議論は皆さん共有化できていると思います。

そのことを踏まえて、事務局におきましてはぜひこういった議論を総合戦略やKPI設置の中に反映していただく、そんな御努力をしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、お約束の5分を延長させていただきましたが、その時間も出てきました。議事としては以上でございますが、以上で締めてよろしいでしょうか。

それでは、事務局にお返ししたいと思います。

○得田参事官 本日は、本当に大変お忙しい中、お集まりいただきましてまことにありがとうございました。KPIで人生を無駄にしかけたという、きょうの御意見を踏まえていろいろと思うところがございました。

ただ、我々としては地方のやりたい気持ちは、それはそれとして大事にそれを伸ばしていく。押しつけではなくて、地域でやりたいと言っているものについては、それを踏まえて取組みをやっていきたいと考えてございます。本当にきょうは貴重な御意見をまことにありがとうございました。

また、本有識者懇談会は2年ぶりの開催となってしまっていて大変恐縮でございましたが、また引き続き来年以降も適切なタイミングで開かせていただきたいと思います。と考えておりますので、御協力をお願いしたいと思います。

それでは、座長を初め、委員の皆様方、本当に天気が悪い中、どうもありがとうございました。これにて閉会とさせていただきます。